

(3) 償還対策

事業の内容

土地改良事業負担金の償還が困難な地区について、農林水産省農村振興局長が事業実施を採択した公募団体及び県が負担金の利子助成等を行い、農家負担軽減と計画的償還の推進を図る。

1 担い手育成支援事業

担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む土地改良区等について、負担金償還利息の一部に相当する額を助成する。

(1) 事業期間

平成7年度から令和8年度まで（新規採択は平成12年度で終了）

(2) 採択要件

平成6年3月31日までに採択された土地改良事業であって、以下①、②の要件を満たす地区

①事業認定後5年以内に、担い手の経営農用地の面積が3割以上（一定の条件を満たしている場合は2割以上）増加すると見込まれる

②ピーク時の年償還額について、次のいずれかに該当する

・10aあたり：3万円以上

・戸あたり：20万円以上

(3) 対象負担金

①国営土地改良事業の受益者負担金

②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金

④その他土地改良事業に要する経費に充てるための借り入れにかかる償還金

(4) 助成内容等

助成額：当該年度の負担金償還額の助成限度利息2.0%を超える利息相当額

助成期間：年償還額がピーク時年償還額の70%に相当する額を超える期間

(5) 助成の加算について**①土地利用高度化加算**

土地利用の高度化に積極的に取り組む地区について、上の要件に加えて一定の要件を満たす場合、利子助成の加算（利息1%相当額）を行う。

②広域・専業特例

面積が1,000ha以上で、専業率が高く（専業農家及び第I種兼業農家の占める割合が戸数または面積で1/2以上）、ピーク時の戸あたり年償還額が10万円以上となる地区について、一定の要件を満たした場合は土地利用高度化加算の交付のみを受けることができる。

2 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手への農用地利用集積の増加が見込まれる地区について、当該地区に係る受益者負担金の5/6を無利子で融資する。

(1) 事業期間

平成19年度から（新規採択は令和7年度まで）

(2) 採択要件

平成6年4月1日以降に採択された土地改良事業（国営土地改良事業等については、それ以前に採択されたものであっても平成19年度以降に負担金の償還が開始されるものは対象）であって、目標年度までに担い手農地利用集積率が一定割合以上増加することが確実に見込まれる地区

(3) 対象負担金

①国営土地改良事業の受益者負担金

②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金

④土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金

⑤その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(4) 融資条件

融資限度額：受益者負担金の5/6

償還期限：25年以内（据置期間を含む）

据置期間：10年以内

償還方法：均等年賦償還

貸付利率：無利子

資金の使途：借入年度における対象事業の負担金の償還

(5) 経営所得安定対策等支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、経営所得安定対策等支援計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

3 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等が下記の災害復旧事業の適用を受けた場合、当該受益地に係る被災年度の負担金の償還利息相当額を土地改良区等に助成する。

(1) 事業期間

平成19年度から（新規採択は令和7年度まで）

(2) 採択要件

被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること

①農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法第169号)

②土地改良法第88条

③海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条

④地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条

⑤独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号

⑥独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号

(3) 助成対象負担金

①国営土地改良事業の受益者負担金

②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金

④土地改良法に基づき国の補助事業として実施された土地改良事業の受益者負担金

⑤その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(4) 災害償還助成計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、災害償還助成計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

4 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、事業要件を達成できると見込まれる地域に対し、負担金の償還利息相当額を助成する。

(1) 事業期間

平成21年度から令和7年度まで（新規採択は平成27年度まで）

(2) 採択要件

下記の要件を満たしていること

①担い手への農地集積について次のいずれかに該当すること

i) 担い手への農地集積の増加が一定以上見込まれる

ii) 担い手者数の増加が15パーセント以上見込まれる

iii) 耕地利用率の増加が一定以上見込まれる

②農家負担の要件について次のいずれかに該当すること

i) 10a当たり合算総償還額が87,000円以上

ii) 1戸当たり合算総償還額が1,470,000円以上

③「人・農地プラン」を作成している、又は作成することが確実と見込まれること

(3) 助成対象負担金

①国営土地改良事業の受益者負担金

②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金

④土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金

⑤国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、①から④までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業の受益者負担金

(4) 緊急支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、緊急支援計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

(5) 助成額

①各年度の対象地域における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息相当額（ただし、合算総償還額の全体利子相当額の6分の5を超えることができない）

②土地改良負担金償還平準化事業による平準化資金借入の償還金については、借換を行った年度の償還利息相当額又は借入額のいずれか小さい額を①の償還利息相当額とみなす。

国営土地改良事業負担金償還助成事業（県単）	事業主体 県	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-----------------------	--------	--------------------

趣 旨

国営土地改良事業の公共性にかんがみ、同事業実施に伴う農家負担の軽減を図るための措置で、平成2年度以降に徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業に係る農家負担金償還に対し助成を行うもの。

助成の時期は事業負担金の償還時期で、事業に要した額に所定の率を乗じた額を負担金納入者の申請に基づいて助成する。

国営かんがい排水事業等の事業費負担割合は、平成元年度に国営基幹かんがい排水事業が創設されたことにより、それまで一律に60%であった国費の割合を施設区分及び規模別に段階的な割合（75%、70%、65%、60%）となった（平成5年度からは、70%、2/3、1/2）ことから、継続地区と新規着工地区との負担額の格差の解消を図ることと、更に平成2年度の地方財政措置の拡充により、国営事業県負担金の35%が後年度償還時に事業費補正の対象となり地方交付税措置が適用されることとなったため、その一部を地元へ還元し農家の負担軽減を図る目的から制定・改正された。

更に平成12年度に事務手続きの明確化と県財政の危機的状況を回避するための後年度繰り延べ措置を明記するため、「国営土地改良事業負担金償還助成措置要綱」の全面改正を行い、新たに「国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱」を制定している。

交付対象

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業の農家等負担金について、補助金等交付規則及び国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付が決定された地区のみ適用される。

①県償還助成（対象：一般型、特別型）

国営かんがい排水事業等の国費負担割合の引き上げに伴う継続地区と新規着工地区との負担額の格差解消と国営事業県負担金の償還金の一部が地方交付税算定対象となったため、交付額の一部を地元へ還元することを目的としたもの。

○国営基幹かんがい排水事業助成（平成2年度から令和7年度までに開始した事業）

基 幹 工 種		助 成 率
1 ダム		
(1)	貯水量 700(1,000)万m ³ 、受益面積5,000(7,000)ha以上	-
(2)	〃 未満	* 2.0
(3)	共同ダム（農業用）	4.5
(4)	〃（その他）	6.4
(5)	一 般	10.4
2 頭首工		
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	-
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	* 2.0
(3)	共同頭首工（農業用）	4.0
(4)	〃（その他）	4.0
(5)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(6)	受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3 排水機場、樋門		
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	-
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	2.0
(3)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(4)	一 般	4.0
4 排水路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一 般	4.0

5 用水機場、樋門、導水路			
(1)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般		4.0
6 用水路			
(1)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般		4.0
7 水管理制御システム			
(1)	受益面積	100ha以上	4.0
(2)	受益面積	100ha未満	5.0

- ・*印は、鳴瀬川地区及び江合川地区については、特例として4.0%とする。
- ・基幹工種欄の()内記載事項は、平成4年度まで設けられていた区分を示す。
- ・ただし、平成28年度以降の新規地区に係る助成率については、当該事業に要した額(うち受益者負担のある基幹工種)の2.0%とする。

○国営かんがい排水事業助成(平成元年度までに開始した事業)

基 幹 工 種			助 成 率
1 ダム			
(1)	貯水量	700(1,000)万m ³ 、受益面積5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)		〃 未満	10.4
(3)	共同ダム(農業用)		10.4
(4)	〃(その他)		-
(5)	一般		10.4
2 頭首工			
(1)	受益面積	5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	受益面積	3,000(3,000)ha以上	9.0
(3)	共同頭首工(農業用)		-
(4)	〃(その他)		-
(5)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	6.5
(6)	受益面積	1,000(1,000)ha未満	4.0
3 排水機場、樋門			
(1)	受益面積	5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	受益面積	3,000(3,000)ha以上	9.0
(3)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	6.5
(4)	一般		4.0
4 排水路			
(1)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	6.5
(2)	一般		4.0
5 用水機場、樋門、導水路			
(1)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般		4.0
6 用水路			
(1)	受益面積	1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般		4.0

- ・基幹工種欄の()内記載事項は、平成元年度まで設けられていた区分を示す。

○国営農地再編整備事業助成（令和7年度までに開始した事業）

基 幹 工 種		助 成 率
全 施 設		
1	一 般 型	4.0
2	中 山 間 地 域 型	4.0